

ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町宿泊税条例（令和6年ニセコ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「費用」の次に「及び第10条の2第1項に規定する納入に要する費用」を加える。

第4条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

第5条中「宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」を「100分の3とする。」に改め、同条各号を削り、同条を第5条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（税額控除）

第5条の3 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 2万円未満のもの 100円

(2) 2万円以上5万円未満のもの 200円

(3) 5万円以上のもの 500円

第4条の次に次の1条を加える。

（課税標準）

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金

(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金

(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金

第10条の次に次の1条を加える。

（特別徴収義務者のための納入）

第10条の2 町は、第5条の3の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかつた金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうち、その控除することができなかつた金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別

徴収義務者のために納入するものとする。

- 2 前項の規定による納入が行われた場合において、町長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

附則第1項ただし書中「附則第4項から第6項まで」を「附則第3項から第5項まで」に改める。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第7項中「（令和6年北海道条例第83号）」を削り、同項を附則第6項とし、附則中第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用し、施行日前までの宿泊に対して課すべき宿泊税については、なお従前の例による。